

# 建設委員会記録

開催日時 平成25年2月21日(木) 13:04～14:55

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

辻本 黎士 委員長

新谷 絃一 副委員長

太田 敦 委員

岩田 国夫 委員

粒谷 友示 委員

森川 喜之 委員

秋本登志嗣 委員

山下 力 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 大庭 土木部長

林 まちづくり推進局長

辻本 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

## 議 事

(1) 2月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

### <会議の経過>

○辻本委員長 それでは、ただいまの説明、報告及びその他の事項を含めまして、質疑があれば、ご発言願います。

○太田委員 それでは質問をさせていただきます。

まず、第1点目ですが、葛城市の違法投棄の問題につきましては、平成24年、辻本委員長からも質問がありましたけれども、葛城市の太田、寺口、中戸の地域内の砂防指定地域におきまして、新庄商事が大量の土砂を積み上げ、計画どおりにやっていないので地域として困っている状況をお聞きしまして、葛城市との話し合いを行い、奈良県が援助する

よう議会でも取り上げましたけれども、その後、この地域が一体どのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

2点目は要望ですけれども、先ほども報告がありましたが、水道料金の引き下げがございました。さきの建設委員会におきましても、今回の引き下げが県営水道を利用している住民の水道料金の引き下げに直結することを求めてまいりました。これにつきましては、これから議会にも諮られることになるかと思えますけれども、やはり奈良県としてもしっかり動向をチェックをしていただきたいと思います。わかった段階で状況を提出していただきたいと思えます。

3点目は、これも先ほどの議案の中で、道路のストックの総点検、通学路の安全対策について報告がございました。橋りょうについても2点の報告がございました。平成24年9月議会で奈良県橋梁長寿命化計画の推進について、早急に補修が必要な橋りょうが76橋、そして耐震補強が必要な橋りょうが35橋で、これらは5年で整備すると報告がありましたけれども、今回の報告は、あの笹子トンネルの事故を受けてということかと思っております。今回の事故を受けて、3年から、あと10年ということもありましたけれども、この計画に変わりがないのかどうかお伺いしたいと思います。

4点目は、空き家の問題でございますけれども、これも平成24年の本会議で取り上げさせていただきました。高齢化が進行しまして、住民がおらずに手入れされていない空き家が近隣住民に被害を与えるという問題が深刻になってくることが予測され、防災や防犯、火災予防の観点で対策が必要であり、ワンストップの総合相談窓口を設けることを求めたところでございますけれども、そのときは、難しいが、さまざまな課題に適切に対応できるように市町村などとの検討を進めていきたいという答弁がありました。これについて今どういう状況になっているのかお伺いしたいと思います。

最後に、奈良公園の観光地域活性化特区の問題でございますけれども、今回、奈良公園は観光地域活性化特区の指定を逃したという報道がございまして、今回の特区構想では、国から権限移譲を受けて、都市公園法や文化財保護法に基づく開発許可の迅速化や要件の緩和を図ることで、奈良公園周辺の活性化を目指すものでございましたけれども、これも新聞報道で、奈良県として再申請に向けて検討を行うということでございました。私たち日本共産党は、以前から、奈良公園の魅力を本当に向上させるという点で考えますと、もっと時間をかけて議論をしていくべきだと訴えてまいりましたけれども、この点について奈良県の考え方をお聞かせいただきたいと思います。以上でございます。

○水本砂防課長 葛城市寺口地内の盛り土に関するご質問でございます。太田委員からご指摘のありました盛り土斜面につきましては、過去に地すべりの兆候がございまして、そのため、平成23年7月に観測機器を設置いたしまして、斜面の状態を常時観測しているところで、現在、斜面に特段の変化は観測されておられません。今後とも観測をして動きを沈静化させたいと考えておりますので、継続してこの斜面の監視を行っていきたいと考えております。

一方で、この斜面のことを心配する地元の声もございまして、奈良県といたしましても地元の方々の安全・安心のために、葛城市とともに問題を解決するため、平成24年4月に協議会を設置し、これまでに4回開催しまして、対応策について検討を進めているところでございます。また、対応策を検討する上で斜面の状況を詳しく把握するため、測量や、安全性の調査も行っているところでございます。今後とも葛城市とともにこの問題解決に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○吉岡水道局総務課長 市町村の水道料金の改定についてでございます。今のところ、一部の市町村が平成25年度に料金の引き下げを検討しているとお聞きしているところでございます。受水市町村の料金改定に係る条例改正の動向を注視しながらその把握に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○水本道路管理課長 太田委員からの橋梁長寿命化計画の進捗等についてのご質問です。橋梁長寿命化計画につきましては、平成24年9月議会で既に報告させていただいたとおり、奈良県では平成22年2月に奈良県橋梁長寿命化修繕計画を策定し、第1期として平成22年から平成26年の5年間について、太田委員もお述べのとおり早急に補修が必要な76橋と、耐震補強が必要な35橋について完成させることを目標に事業を進めております。

橋りょう補修につきましては、平成24年度補正予算と平成25年度当初予算を合わせまして、対前年度比157%の要求をいたしております。平成26年度までに補修を完成させる76橋と耐震補強を完成させる35橋につきまして、着実に進捗を図っているところでございます。

さらに、道路ストックの総点検という補正予算を活用いたしまして、当初は平成25年度と平成26年度に予定しておりました2回目の橋りょう点検を、前倒しして平成25年度内に完成させるべく事業の進捗を図る計画でございます。その点検結果に基づきまして、平成27年度からの第2期計画の策定に早期に着手することとしております。以上ござ

います。

**○丸山住宅課長** 空き家のワンストップの総合相談窓口の取組状況についてご質問がございました。住宅課からお答えをさせていただきたいと思っております。

平成24年9月議会でも答弁させていただきましたとおり、空き家対策についてはさまざまな分野にまたがるいろいろな課題があると認識をしております。このため、まずは住宅課といたしましては、市町村等においてこれらの問題意識の共有化を図ることが何より必要ではないかと考えておりました。平成24年9月以降、主に市町村のまちづくり担当者を対象といたしました研修会で、空き家問題の実態や対応策について研修を行ったり、あるいは、今、太田委員からもご指摘がございましたが、空き家問題がいろいろ顕在化しつつある主に郊外住宅地の再生について議論するフォーラムを開催したり、空き家の利活用を図る観点から、香芝市や平群町、あるいは生駒市などの具体的な地域を特定いたしまして、その地域の住民の方向けの空き家活用セミナーを市町村と一緒に協力して実施をしたり、あるいは今後実施する予定になっております。

このように、住宅課では市町村や県庁の担当者だけではなく、地域の住民の方々とも空き家問題について、その問題意識の共有化を図られるようなさまざまな取り組みを実施してきております。こういった取り組みが周知されている関係で、徐々にですけれども問題意識の共有化が図られつつあるのではないかと考えております。実際に県民の方から住宅課あてに空き家に関する問い合わせ、その利活用についての問い合わせが随時入ってきたり、市町村の中には、ごみ問題等の観点から個別に問い合わせを受けて対応をしたといったような情報も入ってきております。このような状況を踏まえますと、市町村等の関係部局がみずからの所管課の問題としてとらえまして意識の醸成を図ることで、ワンストップの窓口がなくとも県民に対して当面は適切な対応ができるのではないかと考えているところでございます。

太田委員ご指摘のワンストップの総合窓口の設置については現段階ではまだ難しく、一定の時間がかかると考えておりますけれども、住宅課といたしましては今まで申し上げたような取り組みを引き続き実施し、積み重ねていきたいと考えております。以上でございます。

**○中西奈良公園室長** 質問をいただきましたのは、奈良公園観光地域活性化特区申請についてです。非常に頑張ったつもりでございましたが、申し訳ありませんが今回見送りとなったわけでございます。我々は地域の活性化のためにいろいろ規制緩和を入れながら迅速

に作業ができるようにとやってきたわけですが、今現在、内閣府の方にもいろいろ事情を聞きながら、再度、有識者の委員会に対して我々の思いがなぜ伝わらなかったのかということも含めて、今、再検討をしているところでございます。まだ再申請するかどうかについては検討しているわけでございますが、今、太田委員ご指摘の中で、規制緩和の文化財保護法の権限移譲という部分があったと思いますが、特区の中で今、権限移譲の話をしておりますのは、植栽でありましたり、要は木を植えたり、鹿を守るためのさくを設置したりという軽微な部分で、今でも現状変更をしているわけですが、これが3カ月ぐらいかかってしまう。こういう部分を県に権限を移していただいて、1カ月未満でできるようにしてほしい。それからまた、ホテル、旅館からは、旅行業法の通訳、ガイドは非常にハードルが高いために、ローカルで奈良県限定の通訳ができないかなど、このような要望をしてきたわけでございます。前から出ております、例えば若草山ろくのモノレールのような大きなものに関しましては、奈良公園の整備検討委員会でも検討するとなっておりまして、大きなハード面については時間をかけてじっくり検討していくわけございまして、特区については主としてソフト面の話ということで、再申請するかどうかはまだ未定でございますが、これも視野に入れて再検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

**○太田委員** それぞれご答弁いただきまして、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、葛城市の土砂の違法投棄の問題でございますけれども、前回の辻本委員長の質問に対する答弁だったのかもわからないのですけれども、民間業者に対しては、県の条例に基づく行政処分の是正命令を発令して、その後、奈良地方裁判所葛城支部へ申し立て、送達が成立したという報告を受けましたけれども、その後、行政として何か働きかけといたしますか、そういう動きをしているのかどうか、もう一度ご答弁をいただきたいと思っております。

それともう一つ、住宅のワンストップの問題でございますけれども、実は今回この質問を取り上げさせていただいたのは、私の近隣地域で火災が起こりまして、家は全焼したのですけれども、大和高田市では火災による建物の廃材を処分するための減免制度はあるけれども壊すための減免制度はないということで、結局そのまま壊す金がないということで放置されている状況でございます。実際、これは地域の方も大和高田市も頭を抱えておりまして、どうすればいいのかという状況に直面しているのですけれども、個別の事案にはなりますが、こういうことについても奈良県として相談に乗っていただけるのかどうか、質問をしたいと思います。

最後に、奈良公園観光地域活性化特区の問題でございますけれども、今回の申請が見送られた詳細について、私も新聞の報道でしか知り得ないのでございますけれども、情報を持っていらっしゃるのかどうか。あれば出していただけるのかどうかお伺いをしたいと思います。

○水本砂防課長 違反業者、工事者に対しまして、県条例に基づき、平成23年6月に是正命令を出しまして、その後、葛城裁判所に公示送達を申し立ていたしまして、8月に送達が成立したところでございます。それ以降の行政的な手続きは現在のところ行っておりません。以上でございます。

○丸山住宅課長 今、太田委員ご指摘の個別の事案については住宅課で直接は把握していないところですが、当然ながら住宅に関するいろいろなお相談は受けておりますので、今、ご指摘の事案についても、住宅課ですべて解決できるわけではないと思っておりますけれども、ご相談には乗らせていただきますのでよろしくお願ひします。

○中西奈良公園室長 今回、特区が見送られた理由でございますが、我々もホームページ等に載っております、官民連携の部分等が見えにくかったという話しか聞いておりません。ただ、有識者の委員の方々の話として内閣府から聞いた話では、やはり官が主導で民がついてきていないのではないかという、新聞報道どおりのことでございます。そうではなく、官民で協議会を立ち上げて既にやっていることも含めてこれから強く訴えていきたいと思っておりますが、きちんとした形での理由の報道発表はホームページ以上のことは出ていないということでございます。

○太田委員 この詳細について、わかった段階でぜひ教えていただきたいと思ひます。

先ほどご説明がありました中で、今回の特区の申請について、開発を進めていくよりも木を切ったりとかさくをつくったりとかということが、申請範囲の中でのことだということとは、前回は説明を受けまして、そのことは承知をしているところですが、一方で、やはり文化財保護法の中で、今のこの奈良公園全体が本当に昔からの状況を守ってきたことも、また一つの大きな要素ではないかと思っております。やはりこの奈良公園というのは地域の人々との生活に密着してございまして、保存運動にも多くの県民や国民が参加をしてきたところだと思ひます。そういう方々に構想段階から参加をしていただき、その意見を反映させることが大事ではないかと思っております。再申請するかどうかについてはこれからの議論ということでございまして、ぜひ地元地域の方々の意見も十分に尊重して考えていただきたいということを求めておきます。以上でございます。

○山下委員 2～3お尋ねしたいと思ひます。

土木部の名称が県土マネジメント部となるそうですけれども、これまで土木部で実施してきた事業で何か消えるのですか。また、これまで土木部で扱っておられなかった何か新しい事業が生まれるのですか、教えてください。

**○大庭土木部長** 部全体の質問でございますので、私からお答えさせていただきます。

今まで土木部は、県内の道路、河川などの社会資本の整備や管理、また、まちづくり推進局は公園、住宅などのまちづくりを行うなど、経済の活性化あるいは安全・安心な暮らしを支えるいろいろな整備、管理などをしてきた部署でございます。そうした中で行ってきた業務の中で、一つは目的を、単に工事を進めるだけではなくて、いろいろな効果を実現するための整備、管理を進めていこうという発想や、最近の通学路の安全や道路施設の点検、あるいは災害復旧・復興、災害に強いまちといったような施設をどうしていくのか、アセットをどうしていくのかといった問題など、さまざまな幅広い観点から業務を進めてきておりました。また、平成25年度から県土をどのように整備、管理していくのかといった県土マネジメントをテーマとした庁内での討議も平成24年より進めてきたところでございます。

今回そのようなマネジメントをしていこうというセンス、スピリットを入れるということで、県土マネジメント部に名前を変えるものでございます。そういった面において、これまで土木部の役割が時代とともに大きく変革していく中で、今回名称変更に至ったものでございます。以上でございます。

**○山下委員** さっぱりわかりません。何を言っていますか。たくさん予算がある中でこの名称の変更によって新しく生まれた予算を具体的に教えてください。

**○大庭土木部長** 基本的には、今回行っております新しい予算といった部分は、土木部がやってきた流れの中で平成25年度は新しく名前を変える県土マネジメント部で行うものでございます。

**○山下委員** 全く説明になっていないです。また予算審査特別委員会までにその辺の整理をしてください。横文字を使ったら新しいセンスが生まれるかのような錯覚を県民に与えるばかりで、我々議員にはさっぱりその意図がわかりません。

次に2つ目です。「平成25年度一般会計特別会計予算案の概要、平成24年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の114ページに建設リサイクル法推進事業がありまして、建設関係業者に研修などをされるということですが、大庭土木部長、その前に、県の土木部の職員に建設リサイクル法の何たるかの研修をまず最初に行うべきではないのか

とお尋ねします。

**○芝池土木部次長（企画管理室長）** 仰せのとおりでございます、平成24年から山下委員からいろいろとご質問いただいている建設リサイクル法の届け出関係のことがございますので、当然担当者を含めまして、今も、平成24年から土木事務所の管理部門と建築部門との連携ということでやっておりますが、なお一層連携を深めるため及びその建設リサイクル法そのものが、どういう趣旨でできているのかも含めまして徐々に担当課で研修もやっております、さらに深めていきたいと思っております。以上でございます。

**○山下委員** また、突然、通学路の安全対策で仰々しく会議をされたわけでありましてけれども、あの一連の問題を追及してきました中で、通学路の問題も提起しております。それを見て、早速に反映されているのかと思ひ詳細にわたって見ましたけれども、県が管理監督をしなければならない土木工事あるいは建設工事にかかわる、そういう工事中の通学路に対する対応などはどこにも触れていないわけです。何というすばらしい感性をしているのだろうと。要するに、安全対策をやかましく言われたのは、通学路に車が突っ込みけがを負わせた、あるいは死亡させた事態が繰り返していることについての対策なのです。要するに、行政というのは事故が起こらないと動かない。ですから、あのときにも実際、大庭土木部長は県の事務処理調査委員会で、あそこの職員に対していろいろな事情聴取された内容をごらんになったでしょう。あの道路の切り下げ申請を事務担当した高田土木事務所の管理課の主査は建設リサイクル法なんか知らないと言っているのです。知らないと言っていたのですよ。その人がこの道路の切り下げを承認することについての立案をしているのです。それについて、土木事務所の所長以下、課長も全部確認の判を押しているわけです。そういう体制の中でよくぞ通学路の安全云々を言うと。あのころ、係長の発言でもありましたでしょう。我々が通学路であるかどうかなんて特段に配慮しない。人が通る道、歩道であるという観点から検討しますと言っているのではないですか。そういう問題について、県民に、あるいは業者に啓蒙する前に、まずは職員の研修が、この道路対策も含めまして必要ではないかと思うのですけれども、大庭土木部長、いかがでございますか。

**○大庭土木部長** 非常に必要だと思っております。

**○山下委員** いずれにしても、余りにもしらっとしたような問題提起、あるいは今のようにしらっとしたお答えというのは、あなた方の体質がこれで直るのか、本当に心配になってきます。どうかよろしくご研修ください。終わります。



○辻本委員長 ほかにはないですか。

では、ほかになれば、これで質疑を終わります。

なお、当委員会所管事項にかかる議案が 追加提出される場合には、当委員会を定例会中の3月5日（火）の本会議終了後に、再度開催させていただきますので、あらかじめご了承ください。

○辻本委員長 これをもって、本日の委員会を終わります。